

第 4 次千葉市障害者計画・第 5 期千葉市障害福祉計画・第 1 期千葉市障害児福祉計画の概要

第4次千葉市障害者計画・第5期千葉市障害福祉計画・第1期千葉市障害児福祉計画の作成にあたっては、現行の計画をベースに、国の基本計画・基本指針、現行計画の達成状況、実態調査結果、千葉市地域自立支援協議会運営事務局からの提言、障害者団体等とのヒアリング結果を踏まえ、重点課題や障害児福祉計画を新設するなど計画の構成を変更するとともに、事業や説明内容について加筆、修正を行った。

第 1 部 総 論

第 1 章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
＊中長期指針の策定、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、国の動向等を盛り込む。
- 2 計画の位置付け・他計画との関係
＊障害者計画、障害福祉計画に、新たに障害児福祉計画を加え、一体的に策定する。
- 3 計画の期間
＊平成30年度から平成32年度の3か年とする。
- 4 「障害者」とは
＊日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人とする旨を引き続き盛り込む。

第 2 章 本市の障害者の現状

＊障害者数の増加状況、実態調査の主な結果を盛り込む。

第 3 章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念

すべての障害者が、自らの特性に合わせて、自らの選択により、より良い生活を求める努力ができ、障害のある人もない人も共に活動することで相互の理解を深め、より支援が必要な方に手が差し伸べられる共生社会を構築する。

- 2 計画の視点
①中長期指針を踏まえた将来を見据えた施策展開と利用者本位の支援、②誰もが安心して生活し、社会へ参加していくためのバリアフリー化の推進、③障害者団体との協働及び市民参加
- 3 計画の構成

第 2 部 各 論

第 1 章 重点課題（新設）

- 1 親亡き後を見据えた支援 <事業数：12事業>
- 2 発達障害者への支援 <事業数：22事業>
- 3 重度の障害のある方たちへの支援 <事業数：9事業>

第 2 章 基本目標

基本目標 1 理解促進・社会参加の推進 <事業数：55事業>
(相互理解の推進、スポーツ・文化活動の支援及び交流の促進、一般就労の支援、福祉的就労の支援、ボランティア活動の促進)

基本目標 2 相談支援の充実 <事業数：37事業>
(身近な相談支援機関の充実、専門的な相談支援体制の強化、権利擁護の推進、情報提供の充実)

基本目標 3 地域生活支援の充実 <事業数：41事業>
(自立した地域生活への支援・促進、日中活動の場、生活の場の確保、福祉用具利用支援の充実、経済的支援の充実)

基本目標 4 保健・医療の充実 <事業数：21事業>
(障害の原因となる疾病等の予防と早期の対応の充実、地域での医療体制等の充実)

基本目標 5 障害児に対する支援の充実 <事業数：38事業>
(早期発見・早期療育の体制の整備、障害児支援の充実、学校教育の充実)

基本目標 6 生活環境の整備 <事業数：28事業>
(住環境の整備、公共施設等の整備、安全な交通の確保、防犯・防災体制の整備)

第 3 部 障害福祉計画

第 1 章 平成32年度までに達成すべき目標

- 1 施設入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点等の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行等

第 2 章 指定障害福祉サービス等の見込量と確保の方策

- 1 指定障害福祉サービス等の見込量算定の考え方
- 2 指定障害福祉サービス等の見込量確保の方策
- 3 指定障害福祉サービス等の見込量

第 3 章 地域生活支援事業の実施に関する事項

- 1 必須事業
- 2 任意事業

第 4 部 障害児福祉計画（新設）

第 1 章 平成32年度までに達成すべき目標

- 1 児童発達支援センターの設置
- 2 保育所等訪問支援の充実
- 3 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保
- 4 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保
- 5 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
- 6 保育所等における障害児の受入れの体制整備

第 2 章 指定通所支援等の見込量と確保の方策

- 1 指定通所支援等の見込量の算定の考え方
- 2 指定通所支援等の見込量確保の方策
- 3 指定通所支援等の見込量

第 5 部 計画の推進に向けて

- 1 関係機関・地域等との連携
- 2 進行管理と評価
- 3 計画の弾力的運用